

取扱区分：公開

令和7年第9回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和7年9月25日（木）

〔場 所〕 市役所西棟3・4会議室

令和7年第9回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原 和夫は、令和7年第9回蓮田市農業委員会総会を市役所西棟3・4会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 開催日時 令和7年9月25日（木） 午後2時00分

2 閉会日時 令和7年9月25日（木） 午後4時31分

3 出席委員（14人） ※番号は議席番号

1 番 渋谷 悟	2 番 爪川 博夫	3 番 野口 勇	4 番 萩原 和夫
5 番 常見 淳	6 番 竹内 幸男	7 番 杉崎 國昭	8 番 山本 寿一
9 番 佐野 景子	10 番 吉岡 政広	11 番 山口 実	12 番 齋藤 和久
13 番 高橋 建一	14 番 本橋 トシエ		

4 欠席農業委員（0人）

5 出席推進委員（5人） ※（ ）内は担当地区 ※欠員（1人）

（平野）塚本 精一 （平野）甘浦 比呂見 （黒浜）小澤 はつ江 （黒浜）新井 仁
（蓮田）原田 順一

6 欠席推進委員（0人）

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農用地利用集積等促進計画について（土地所有者→農林公社）

議案第2号 農用地利用集積等促進計画案の作成に対する意見について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第4号 農業経営基盤強化促進計画の策定に係る根金地区地域計画について

報告 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

報告 2 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

報告 3 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画書の受理について

8 出席した職員 農業委員会事務局（4人）、産業振興課（1人）

事務局長 齋藤 欣志

事務局 榎本 聖

事務局 山崎 智也

事務局 田嶋 諒大

9 傍聴人（0人）

なし

10 会議の概要

（事務局）

それではただ今より、令和7年第9回蓮田市農業委員会総会を開催いたします。
開会にあたりまして、萩原会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。
よろしくお願いいたします。

（会 長） — 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。以後の進行は、会議規則に基づき萩原会長にお願いいたします。

（議 長）

初めに、令和7年8月25日に開催いたしました令和7年第8回農業委員会総会の議事録（案）の記載内容につきまして確認をさせていただきます。委員の皆様には、議事録（案）を事前に送付させていただいておりますので、議事録（案）の内容を確認していただいていることと存じます。内容に問題がなければ、この場でご署名をいただき、議事録とさせていただきます。

委員の皆様に向います。何か修正の必要な箇所はございますか。

意見なし。

（議 長）

修正箇所等、無いようですので、ご署名をいただきたいと存じます。

それでは、私の署名に続き、「10番 吉岡 政広副会長」、「11番 山口 実委員」お願いいたします。

続きまして、本日の農業委員の出欠状況につきまして、報告いたします。

欠席の委員は無く、全委員に出席をいただいておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、推進委員の出欠状況でございますが、欠員1名、欠席者は無く、5名全員の出席をいただいております。

次に、本日の会議の議事録署名人の指名をいたします。

「12番 齋藤 和久委員」、「13番 高橋 建一委員」をお願いいたします。

それではただ今から、議事に入ります。本日の提出議案につきましては、事前に配布させていただきました議案書のとおりでございます。また、報告案件につきましても、議案書のとおりでございます。

よって、農地法などの法令許可等に関する議案は、議案第1号から議案第4号でございます。また、報告案件は、報告1から報告3でございます。

初めに、議案書1ページ、「農用地利用集積等促進計画について」でございます。

議案第1号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第1号、議案書朗読 —

(議長)

議案第1号、番号1から番号7につきましては、事務局からの説明にもありましたように、すべての該当地が所有者から中間管理機構である農林公社に貸し付けるものでございますので、特に問題はない案件と考えております。

そこで、各担当地区の委員の方からの説明は、議案第1号では割愛させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

異議なし。

(議長)

事務局より補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議長)

それでは、ただ今の事務局の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号、番号1から番号7につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号、番号1から番号7につきましては、承認することといたします。

次に、議案書2ページ、議案第2号「農用地利用集積等促進計画案の作成に対する意見について」でございます。

議案第2号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第2号、議案書朗読 —

(議長)

次に、議案第2号、番号1につきまして担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

この土地の北側には、受人のビニールハウス等が建っており、事業展開しています。受人が遊休農地を使ってくれるということで、喜ばれています。

一部草が生えていましたが適正に管理され、草刈りが始まっていました。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

特にございません。

(議長)

ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

(委員)

番号1は同じ地域でまとまっているようですが、最初の2筆の契約期間だけが6年と、他の筆と異なるのは、何か理由があるのでしょうか。

(事務局)

詳しい理由は何っておりませんが、最短の契約期間が6年となっております。受人は、長期で契約を結ぶことが多いため、15年にしたかったと思われそうですが、所有者さんとの話し合いで、最初が一番短い6年からとなったのではないかと思います。

(議長)

他に何かございますか。

(委員)

どんなものを栽培する計画ですか。

(委員)

ほとんどがネギです。最近、●●の●●地区で梨も始めたそうです。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし、

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号、番号1につきまして承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第2号、番号1につきましては、承認することといたします。

次に議案書3ページ、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第3号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第3号、議案書朗読 —

【補足】

渡人の何名かについては、相続に関する届出が提出されていないため、農業委員会のデータが変わっていないものがある。該当者には、代理人を通して3条の届出を提出するように依頼中。前回の分については、2名から届出を提出いただき、現在、事務処理中。

(議 長)

次に、議案第3号、番号1につきまして、担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

この案件は、先月の総会で埋め立ての件としてあがっていたのですが、手続き上●●●●●
●㎡を超える申請を一度にできなかったため、小分けにして申請する形になります。

受人は、●●●●●さんの●●●●●●です。

現地は、田を作っている所や多少荒れている所もございますが、概ね管理されています。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明をお願いします。

(事務局)

補足説明資料の5条関係の1、2ページをご覧ください。

申請地の概要は、委員さんのご説明のとおりです。

農地性は、農業振興地域内の農用地になります。

目的は、農地改良による一時転用となり、地目が、田●●●●㎡、畑●●●●●㎡の計画全体面積は●●●●●㎡になります。

現在は、水稻の作付け等を行っているのですが、水はけが悪いため盛土を行い、今後は●●●●が一带を借入れ、畑作での小麦栽培をする計画となっています。

また、2ページ目の公図を見ていただくと、農地改良時の搬入路につきましては、●●●●●●●●である●●●●●●が、先月8月の総会審議案件にありましており、隣接地一带を農地改良で既に許可を取っているため、搬入路部分は共有で使用することを確認しております。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、上水はなし、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水はなし、となります。

現地は9月2日に確認しております。

関係各課との調整については、その他の欄に記載してありますが、大まかに申し上げますと、宅地造成及び特定盛土等規制法について、県東部環境管理事務所に許可不要であることを確認済みです。

また、河川保全区域に該当するため、県杉戸県土整備事務所に許可申請をして、許可書が発行済みです。

さらに、道水路管理者である市道路課と、道路と水路への敷き鉄板設置の協議が済み、道路使用許可及び道路占用許可の申請を行って、許可見込みありと回答を受けております。

それと併せて、道路と官民境界の法面に土を搬入することについても道路課と協議し、道路施行承認の申請中で、許可見込みありと伺っております。

最後に、農地改良後は、申請者の●●●●●●●●である●●●●●●で一带を借受けて、小麦の作付け予定です。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委 員)

相続登記が済んでいない農地もあるということですが、他にもそのような土地があるのでしょうか。対象の土地が申請地に入っているのかどうか教えてください。

(事務局)

今回の申請地で相続関係がどのようなになっているかについてです。

議案書を上から見ていただくと、●●●●さんは、●●●●さんへ相続が済んでおり、農業委員会にも届出が提出されております。

また、●●●●●●さんは、●●●●●●さんへ相続が済んでおり、届出を農業委員会に提出いただくよう調整しております。

続いて、議案書4ページの一番上の●●●●●●さんについて、●●●●に相続が済んでおり、届出も先日提出されております。

また、上から 7 番目の●●●●さんについては、まだ相続が終わっていないのですが、遺産協議がございまして、最終的な相続は●●●●さんが受ける形で手続きを進めていただいております。

さらに、5 ページ目の上から 4 番目、●●●さんについては、●●●さんに相続される形で、現在、手続きを行っている最中で、法務局に提出して受付済ということです。

書類は 10 月 2 日にあがってくるということですので、終わり次第、農業委員会へ届出を出していただくよう依頼中です。

また、上から 10 番目の●●●●さんは、●●●●さんへ相続される予定なのですが、まだ協議段階で手続きを進めている状況になります。相続されるであろう方には、御兄弟があと●名いらっしゃるの、全員で●名からの同意をいただいた上で、農地改良の手続きを取っている状況になります。

最後に、下から 2 番目の●●●●さんについては、先ほど申し上げた●●●●さんと同じ親族です。最終的にはこちらも●●●●さんへ相続され、8 月に手続きが終わっておりますので、届出を提出いただくようお願いしております。

(委 員)

そうすると、これらの方々については、書類がすべて揃った段階で着工ができるのでしょうか。

(事務局)

今回は、農地改良ということになりますので、相続が終わってからでないと着工できないということではなく、あくまでも相続される法定相続人全員からの申請を受付けております。

(委 員)

●●●●で今後はブルーベリー等を栽培するということですが、先程と同様、農林公社を通した 6 年以上の契約として進める予定なのでしょうか。

(事務局)

事務局の方で伺っているのは、農林公社を通して利用集積を行って、一体の小麦の作付けを行うとしております。

(委 員)

他に何かございますか。

(委 員)

補足説明資料の 1 ページ目に、「道路と官民境界の法面に土を搬入することを協議し、道路施行承認の申請を提出済み（許可書発行見込みあり）」とありますが、道路施行承認とは、道路工事の施行処理だと思われます。法面に土を搬入し、道路と同じ高さにするのだと思いますが、道路工事が終わると、法面部分は道路管理者に帰属するわけですか。

ということは、管理者は市になり、その法面部分が個人の土地ではなく、市有地になるということです。これは、直接5条許可には該当しないと思われますが、関連を教えてください。

(事務局)

法面自体も蓮田市所有になるため、そこを埋めてよいか、という承認許可願を提出し、見込みありと回答を受けております。

(委 員)

市有地になる法面を盛土のために埋めるため、道路課に伺い、承認願が許可されるであろうということでしょうか。

(事務局)

そうです。

(委 員)

わかりました。

(議 長)

他に何かございますか。

(委 員)

2点ございます。

1点目は、地図の赤い部分の中に、白抜きされている所が不自然にあるのですが、この部分は作付けされていないのか、周りが埋め立てしたことによる影響がないのか、教えていただければと思います。

また、補足説明資料の1ページ目、「その他」下から3つ目の「隣接する水路の管理者と協議し、素掘側溝を設置しなくても差し支えないことを協議済み」とありますが、この意味がよく分かりません。水路を埋め立てして問題ないということでしょうか。

(事務局)

白抜きの部分について、現地は、既に土が入っている状態の場所になります。そこは埋め立てる必要がないということなので、今回の農地改良の区域からは外してあるのですが、最終的には、白い部分を含めての一体での小麦の作付けを行うと伺っております。

(委 員)

既に、持ち主が埋め立てしていたということですか。

(事務局)

はい。現在は、更地の状態で管理されている状況です。

2番目のご質問に対し、農地改良をしますと、水路や道路の脇には素堀側溝を設けなくてはならないという規定がございましたが、水路の脇に関しては、管理者との協議の上で、素堀側溝を設置しなくてもよいということになっております。市の産業振興課土地改良担当と協議した上で、素堀側溝がなくてもよいとなりました。

(委 員)

要は、埋め立てした所の法面に素堀側溝を作らなくてよいということですね。

(事務局)

はい。

(議 長)

他に何かございますか。

(委 員)

埋め立て予定地の周りは田のままなのですか。

(事務局)

農地改良部分（公図、緑色と赤色で塗られている部分）の西側は、引き続き田として米を作っていく形です。東側は、搬入路の緑色部分の突端まで改良を行って、全体で小麦の作付けをすると伺っております。

(委 員)

水路の関係は大丈夫なのですか。

(事務局)

産業振興課の土地改良担当と調整した上で、適正な形で水が通ります。

(議 長)

他に何かございますか。

(委 員)

公図の緑色と赤色の間は、道路と水路があり、その道路より盛土が高くなるのですか。

(事務局)

法面が30cm上がります。場所によっては、0でフラットな形となります。

(委 員)

盛土より道路の方が30cm低いということですか。

(事務局)

はい。30cmまでは盛土をしても大丈夫だということを確認しております。

(委 員)

水はけはどうですか。●●●の方へ排水をしているのではないですか。

(委 員)

補足説明資料に排水と道路の位置が書いてあります。排水はこの位置に集まってきます。

(委 員)

搬入路部分の両側まで埋めてしまうと、道路が低くなるということですが、その脇に水路が付いているから大丈夫だということですね。

(委 員)

説明会時にも地権者の了承をいただき、大半の人が盛土をしてくれとおっしゃっていました。

これから埋め立てる所は、今まで水の入りが悪かった所です。元々、水が行かないという苦情も多かったので、埋めてもらった方がよいという本音もあります。

(委 員)

大雨が降った場合、水がはけるのは東側の方ですか。その支障になりませんか。

(委 員)

これで流れるということです。

(議 長)

事務局では、これだけの排水ができるという計算ですか。

(事務局)

現状の水路はそのまま残し、埋め立てた後も農地になりますので、問題ないと考えます。

(委 員)

心配したのは、今まで田を通して流れてきた所が盛土になってしまいますので、埋め立てると排水路の上流側に水が溜まったりしないのかということです。

(事務局)

現状の水路には手をつけませんので、大丈夫だという判断にはなります。

(委 員)

極論を言えば、米の場合は、2～3日浸かったとしても、その間に水が引けば問題ないと思います。

(委 員)

●●●の排水の出口は、搬入路に向かっていくのですよね。

そうすると、埋めない側の上流の方は、大雨が降った場合に溜まる可能性があります。今までは、田を通して流れていたものが流れなくなってしまうため心配したのですが、その辺は理解されているということですね。

(委 員)

全面が土なので、浸透する部分もあると思います。

(議 長)

他に何かございますか。

(委 員)

先月の総会の議案と同じ、●●●●●の●●●●●●が請け負うということですが、一時転用の許可期間は、1か月間程度の期間を設定するということですか。それとも、合わせるということですか。

(委 員)

●●●●●の転用期間は9か月ですが、開始はいつですか。

(事務局)

9月9日に許可証を発行しました。

(委 員)

今回は、1か月ずれて許可されるとして、転用期間が1か月ずれるのですね。

(事務局)

はい。

(委 員)

●●●●●さんの実績は大丈夫なのですか。

(事務局)

●●●●さんの実績は把握しきれていないのですが、作っているものとしてはピーカンナッツなどだということです。●●●●や●●●●で行っています。作物の量までは書いてないのですが、面積の報告は受けています。

(委 員)

これだけの広大な土地をきちんとやってくれるのかという判断は、非常に重要なことだと思うので、質問させていただきました。

(事務局)

●●●●さんで働いている方は●名で、トラクター、トラック●台ずつ所有し、ピーカンナッツやブルーベリー栽培を行っているのですが、小麦の作付けはなかなか難しいということで、農地改良が終わった後は、人員増強やトラクターを購入する予定だということです。

また、小麦はやったことがないため、J Aの指導を受けながら事業を進めていきたいという報告を受けております。

(委 員)

それで大丈夫ですか。ピーカンナッツやブルーベリーは、素人が考えても放っておけるのではないかと思います。これだけ広大な土地をやっていくという農園さんとしては、心許ないように思います。

(事務局)

甘藷（サツマイモ）や馬鈴薯（ジャガイモ）もやっているということで、報告が出ております。

(委 員)

一応、大きな会社が親会社なので資金力はある、機械などは揃えられますし、人も投入できるので、おおよそ大丈夫だという印象です。

(委 員)

盛土をした下の田は、盛土をした時の絞り水で1年中水がひかず、湿田になる可能性があります。●●●●●の土地の脇に盛土をした下の田は水がひかない状況なので、そういうことも考慮しているのか教えてください。

(事務局)

条件には入っていない状況となります。

(委 員)

この埋め立ての地区内に我が家の土地もあるのですが、説明会に出席した際に、地主の人から遊水地がなくなるという心配の声もありました。

しかし、原野化されて、埋め立てするにも伐採をしなければならないような所もできている状況の中、埋め立てをした方がよいという意見が強く、このような結果となりました。

(議 長)

排水の関係は、説明会に参加された皆様はどのように思っていましたか。

(委 員)

大雨が降ると水が溜まるという意見もあったのですが、それ以上は誰からも意見がありませんでした。

(議 長)

ある程度の排水力を持たせておかないといけません。

(委 員)

●●は、4～50年前に埋め立てをした所なのですが、大雨が降ると床上あたりまで水がくるような所です。その時も、もう少し考えてやればよかったのではないかと思います。

(議 長)

今の段階では、真ん中の排水になる部分を倍にすることも可能です。今の道路幅は4mもなかったのではないかと思います。道路を広げておかなければ、田がダメになってしまいます。線状降水帯のように一気に降ってきた水や、道路からの水が全部入っていきます。田を作っている皆さまが大変なことにならないように、ここで考えておくべきだと思います。

(委 員)

地元の農業委員としては、市などに向けあって排水を広げるような方向で動くという形を取らせていただきます。

(議 長)

ここを広げておけば、全部を埋め立てなくてもよいです。●●●を守るためには、どんなことをしても排水を広げておかなければ、田よりも●●●●●からの水が上がります。

(委 員)

地域の皆様と話し合ってみます。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第3号、番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第3号、番号1につきましては、承認することといたします。

ここで、暫時休憩します。

— 休 憩 —

(議 長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に議案第4号「農業経営基盤強化促進計画の策定に係る根金地区地域計画について」で
ございます。

議案第4号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第4号、議案書朗読 —

(議 長)

ここで、議案第4号の審議にあたり、環境経済部産業振興課の職員は、入室願います。

議事を進めます。

それでは、議案第4号につきまして、事務局及び産業振興課から説明をいたします。

(事務局)

それでは、本案に関わる提案理由につきましてご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定において、「市町村が地域計画を定めようとするときは、農業委員会に意見を聞かなければならない。」と定められており、地域計画につきましては、農業委員会に諮り、承認後蓮田市長に意見書を提出することとなっております。

また、同法第20条第1項の規定において、「市町村が地域計画を定めようとするときは、農業委員会に対し、地域計画の地図の素案を作成し、市町村に提出するよう求めるものとする。」と定められております。

このため、地域計画の目標地図素案につきましても、農業委員会に諮り、承認後蓮田市長に提出することとなっております。

このため、各地区において、地域計画策定に向けた農業の将来の在り方等を踏まえ協議を重ねていただいているところであります。根金地区の地域計画(案)及び目標地図素案が完成いたしました。

つきましては、根金地区の地域計画に係る意見書及び目標地図素案を市長へ提出したく審議をお願い申し上げるものでございます。

計画の詳細につきましては産業振興課職員よりご説明申し上げます。

(産業振興課)

この度は、根金地域における地域計画について、皆様にご意見を伺うものでございます。

資料についてですが、「位置図」、「参考様式第5－2号 地域計画案」及び「目標地図案」を郵送させていただきました。

まず、「位置図」につきましては、市内8か所の計画地域の位置、それから、今回、皆様にご審議をお願いする根金地域における地域計画策定の範囲を示した図です。

次に、「地域計画案」ですが、1 地域における農業の将来の在り方、2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標、3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置、4 地域内の農業を担う者一覧、5 農業支援サービス事業者一覧、につきまして協議した結果をまとめております。

最後に、「目標地図案」ですが、耕作者の耕作地を示した地図です。

根金地域につきましては、令和7年8月28日(木)に書面開催により会議を開催し、耕作者及び関係機関の意見を踏まえた上で、地域計画及び目標地図素案を作成しました。

今後の予定ですが、農業委員会総会のほか、埼玉県農林公社や南彩農業協同組合等への意見聴取を行った上で、市HPで地域計画の案を公告し2週間縦覧いたします。

加えて、策定された地域計画の内容につきましては、随時(毎年1回以上)、見直しを図る予定でおります。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

(議長)

ただ今の事務局及び産業振興課職員からの説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

(委員)

農業を担う者は、●●●●●●●●さんだけですか。

(産業振興課)

●●●●●●●●さんからは回答を得ております。既に耕作をされている場所になります。

場所については、他に耕作をしている人がおりますので、根金地域目標地図の赤色で示した場所が、●●●●●●●●さんの耕作地です。

(議長)

小作料はいくらですか。

(事務局)

小作料については、使用貸借で無料となっております。

(産業振興課)

先ほど、中間管理において無償ではなく有償ということでご意見、ご提案がありました。

このことについては、農林公社、中間管理機構と地域の農業者さんと協議を進めて、検討したいと思います。

地域計画の見直し協議の場でも、その地域に実情に合わせた話し合いができると思います。

(委 員)

駒崎も中間管理を通しての使用貸借ですが、米が全然売れなくて、赤字のような感じです。借りるためのお金を払えないということで、地主さんたちは自分で管理できず、駒崎転作組合も管理できないということで、お願いして使用貸借となりました。今年、米が高く売れば、いくらか払っていただきたいです。

(議 長)

他に何かございますか。

意見なし。

(議 長)

意見が無いようですので、採決いたします。

議案第４号につきまして、「意見なし」に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第４号につきましては、意見なし、といたします。

次に、議案書７ページ以降の 報告１から報告３につきまして、事務局より朗読をいたします。

(事務局) — 報告１から報告３、議案書朗読 —

(議 長)

ただ今、朗読いたしました、報告１から報告３につきまして、質問などがありましたら、挙手をお願いいたします。

(委 員)

報告１号の番号２、農地法３条の届出についてです。相続ではなく遺贈の案件はたまに出てくるのですが、本件は、渡人が今年の１月９日に亡くなったので遺贈が発生し、それを受けて、今年の９月５日に届出を受けたということによろしいですか。

(事務局)

渡人が今年の１月９日に亡くなられたことによって、受人が贈与を受けておられるので、令和７年１月９日に遺贈という記載になっております。

(委 員)

分かりました。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

特に質問等が無いようですので、報告事項は終わります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

(委 員)

以前、●●地区で、耕作経験があまりない人への売買があったのですが、現在、そこは耕作放棄地になっている状態です。

今までは4反以上の耕作者という条件がありましたが、今は法律が変わりました。実際に本当に耕作できるのか、きちんとした実績等の確認も必要だと思います。

(議 長)

ありがとうございます。

このような事例が●●地区でありました。●●●●●の端だったのですが、今は管理されず、草が生い茂っています。

今後、農業経験がないけれど、農協さんに教わりながら農地を購入したい人がたくさん出てくるのではないかと思います。

農業をやるということは、大変なことです。申請が出て条件に当てはまると、農業委員会に出さざるを得ません。委員さんがおっしゃったように、ある程度経験がないと、すぐには農業はできません。例えば、1年くらい農地を借りて作ってもらい、具体的にできようになってから、売買ができるような形にする方がよいのかもしれない。

次回、案件があがってきた際に、皆様方でよく検討し、蓮田市農業委員会としても一つの約束事を作ってもよいのかと思います。皆様方をご検討ください。

他に何かございますか。

「なし」の発言。

(議 長)

委員皆様の慎重なる審査とご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、事務局の方から「その他」として何かありましたら、お願いします。

— 事務局からの連絡・報告事項 —

(事務局)

それでは、閉会の言葉を吉岡副会長よりいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(副会長) — 副会長挨拶 —